

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人の亡夫（以下「被災者」という。）は、昭和〇年〇月〇日、A県B市所在の会社Cに雇用され、昭和〇年〇月から昭和〇年〇月まで保全作業に従事していたところ、平成〇年〇月〇日を症状確認日として、監督署長から石綿ばく露による肺がんと認定され、療養を開始した。

被災者は、同年〇月〇日、Dセンターで右下葉肺がんの切除手術を受け、以後、通院していたところ、平成〇年〇月〇日、左肺アスペルギルス症と診断され入院したが、加療により軽快し、同年〇月〇日に一旦退院した。しかし、その後発熱等があり、同月〇日に再入院し、翌〇日に「右膿胸」と診断されてドレナージ等加療を受けていたが、同年〇月〇日、死亡した。

死亡診断書によると、直接死因は「肺炎」、その原因として「膿胸」、直接には死因に関係しないが傷病経過に影響を及ぼした疾病として「肺アスペルギルス症」となっている。

請求人は、被災者の死亡は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に遺族補償給付及び葬祭料を請求したところ、監督署長は、被災者の死亡は業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、これらの処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを

棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

## 第2 再審査請求の理由

(略)

## 第3 原処分庁の意見

(略)

## 第4 争点

本件の争点は、被災者の死亡が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

## 第5 審査資料

(略)

## 第6 事実の認定及び判断

### 1 当審査会の実事の認定

(略)

### 2 当審査会の判断

(1) 被災者の肺がん再発の可能性について、E医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において「肺癌術後再発なし」と述べ、F医師も、平成〇年〇月〇日付け意見書において「死亡日まで肺癌術後の再発は認めません。」と述べており、被災者には肺がんの再発は無いと考えられる。

またG医師作成の死亡診断書には、「直接死因は肺炎」と記載されているところ、E医師は、上記意見書において「肺炎の悪化」、平成〇年〇月〇日付け意見書において、要旨、「左側肺炎+右側膿胸」と述べており、F医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、要旨、「左肺炎を発症し死に至ったものと考えた」と述べている。いずれの医師も、死因は肺炎で意見が一致しており、左肺炎が最終的な被災者の死因であると考えられる。

したがって、被災者は、平成〇年〇月に左側肺アスペルギルス症に罹患、改善し退院したものの、右膿胸を発症し再入院、平成〇年〇月〇日に膿胸に対してドレナージを受けたが、直接死因となる左肺炎を発症し、同年〇月〇日に死亡に至ったものとみることが相当である。

(2) 請求人は、被災者が罹患していた右下葉肺がんの切除手術の後遺症である死腔に貯留していた胸水の感染により右膿胸を発症し、このため左肺炎を発症し

たことにより死亡したものであることから、その死亡は業務上の事由による旨主張している。

この点、E医師は、上記意見のとおり、被災者の直接死因は肺炎の悪化であるとした上で、平成〇年〇月〇日付け意見書において、要旨、「左肺炎の発症原因は不明で、高齢なため誤嚥の可能性を否定できない。」と述べている。また、F医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、要旨、「膿胸と左（対側）肺炎との直接の因果関係は乏しいように考えた。COPD、認知症、脳梗塞後遺症などの合併症から肺炎を併発したと考えても矛盾しない」と述べ、同年〇月〇日付け意見書において、再度、「ドレーン挿入、ADL低下などにより左肺炎（誤嚥性肺炎の可能性が高い）を発症し死に至ったもの。体力低下、ADL低下から左肺炎を発症する原因として膿胸・ドレーン挿入、その原因として肺癌術後死腔形成とも考えられるが、膿胸が直接の左肺炎の原因とは考え難い、直接の因果関係は乏しいと考えた。」と述べている。

(3) 当審査会としては、上記両医師の意見はもとより、本件における医証を含む資料を精査した結果、左側肺アスペルギルス症や引き続いて発症した右膿胸に示唆される免疫力低下、更に膿胸ドレナージによるADL低下、体力低下等が、誤嚥を招いて、被災者の直接死因である左肺炎の発症につながったものと考えるのが妥当であり、加えて、高齢、肺気腫や認知症、脳梗塞後遺症が被災者の肺炎を増悪させた可能性は否定できないと判断する。

(4) したがって、当審査会としても、決定書第2の2の(2)に説示するとおり、直接死因である肺炎は膿胸が主因となって発症したとはいえず、被災者の死亡と肺がん及びその続発症との間に相当因果関係を認めることはではない。

3 以上のとおりであるので、被災者の死亡は業務上の事由によるものとは認められず、監督署長が請求人に対してした遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分は妥当であって、これらを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。